



企業の皆様、働く皆様へ 新型コロナウイルス感染症及び 物価高騰等への支援策

更新情報

○主な更新

【事業終了】

<新型コロナウイルス感染症関連の支援策>

- ・次世代施設園芸デジタル化支援事業
- ・住んでよし しずおか木の家推進事業
- ・しずおか木使い施設推進事業
- ・ふじのくにライフスタイル創出住宅リフォーム事業
- ・認可外保育施設が購入する感染症対策備品の購入費助成

<物価高騰関連の支援>

- ・家畜用飼料価格高騰対策緊急支援事業
- ・農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援事業

<災害関連の支援>

- ・被災中小企業再建支援事業費補助金

令和5年3月1日時点

○本資料は静岡県経済産業部のホームページにも掲載しております。



○台風15号の被災者支援に向けた制度は、こちらから一覧を確認いただけます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/saigai/oamehigai/typhoon15/1046811/1043749.html>

企業の皆様、働く皆様へ 新型コロナウイルス感染症及び 物価高騰等への支援策

【新型コロナウイルス感染症関連の支援策】

＜事業継続・強化＞

資金繰りについて相談したい。

雇用の維持等について相談したい。

事業活動の一時的な縮小で、在籍型出向により
雇用を維持したい。

新たなビジネスモデルへの挑戦やデジタル化などに
取り組みたい。

県制度融資「経済変動対策貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	1
県制度融資「新型コロナウイルス感染症 対応伴走支援特別貸付」	2
県制度融資「再生企業支援貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	3
参考 (静岡県信用保証協会) 総合相談センター	4
参考 (日本政策金融公庫) 新型コロナウイルス感染症特別貸付	5
参考 (日本政策金融公庫) 新型コロナ対策資本性劣後ローン	6
参考 (静岡県中小企業活性化協議会) 収益力改善支援	7
参考 (厚生労働省) 雇用調整助成金	8
参考 (厚生労働省) 小学校休業等 対応助成金	9
参考 (厚生労働省) 新型コロナウイルス 感染症対応休業支援金・給付金	10
参考 (厚生労働省) 産業雇用安定助成金	11
参考 (経済産業省) 中小企業等 事業再構築促進事業	12

企業の皆様、働く皆様へ 新型コロナウイルス感染症及び 物価高騰等への支援策

経営課題やデジタル化について専門家に相談したい。

中小企業等専門家派遣事業

13

デジタル人材の育成のため、従業員の職務関連訓練等
に取り組みたい。

参考

(厚生労働省) 人材開発支援助成金
(人への投資促進コース)

14

<事業所等の感染症対策・生計維持>

生計維持に取り組みたい。

住居確保給付金

15

新型コロナウイルス妊産婦
総合対策事業費

15

【物価高騰関連の支援策】

資金繰りについて相談したい。

県制度融資「経済変動対策貸付」
(原油・原材料高対応枠)

16

特用林産物(きのこ)の生産資材費の購入費用を
軽減したい。

しいたけ等生産資材価格高騰対策事
業費助成

17

【災害関連の支援策】

資金繰りについて相談したい。

中小企業災害対策資金
(台風15号関連)

18

農林水産業災害対策資金利子補給金
(台風15号、新型コロナウイルス感染症
関連)

19

企業の皆様、働く皆様へ 新型コロナウイルス感染症及び 物価高騰等への支援策

【その他の支援策】

就職相談、キャリアカウンセリング等の各種アドバイスを
受けたい。

しずおかジョブステーション運営事業

20

資格の取得やスキルアップをして再就職したい。

離職者等再就職支援事業

21

デジタル化等の技術革新に対応するための
在職者訓練を受けたい。

デジタル化等促進職業訓練事業

22

首都圏等から移住するため、県内企業に就職したい。

静岡U・Iターン就職サポート事業

23

生計維持に取り組みたい。

県税の猶予制度

24

【参考】国や産業支援機関のホームページ

・日本政策金融公庫が行う金融支援の詳細については、日本政策金融公庫のホームページ
(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html) をご覧ください。



・事業復活支援金等の支援については、経済産業省ホームページをご覧ください。



・雇用調整助成金等については、厚生労働省ホームページをご覧ください。



・中小企業等事業再構築促進事業の詳細については、経済産業省のホームページをご覧ください。



※県が運営する企業参加型オンラインコミュニティ「しずおか産業創造プラットフォーム」では、
県だけでなく国や産業支援機関の最新の補助金等の支援情報の検索が可能です。



県制度融資「経済変動対策貸付」 （新型コロナウイルス感染症対応枠）

売上が減少している中小企業向けに、県制度融資による融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金
融資要件	○売上高減少要件 新型コロナウイルス感染症により、直近1～6か月間の売上高が前年同月比 <u>5%以上減少</u> し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比 <u>5%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）
融資利率	1.40%（普通保証、セーフティネット5号保証） 1.30%（セーフティネット4号保証） ※市町の利子補給により融資利率が下がる場合があります
保証制度 保証料率	（普通） 0.28%～1.20% （セーフティネット5号） 0.58% （セーフティネット4号） 0.60%
取扱期間	令和3年4月1日～

※県の保証料補助はありません。

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028467.html>

県制度融資

「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」

早期の経営改善等を行うため、**金融機関の継続的な伴走支援を受けながら、経営行動計画に取り組む融資を実施**します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金
融資要件	次のいずれかに該当する中小企業者 ①セーフティネット4号または5号の認定を取得 ②直近1か月間の売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前年同月比 <u>5%以上減少</u> している ③直近1か月間の売上高総利益率または売上高営業利益率が直近決算比 <u>5%以上減少</u> している ④直近決算の売上高総利益率または売上高営業利益率が直近決算前期比 <u>5%以上減少</u> している
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（据置期間：5年以内）
融資利率	1.50%（セーフティネット4号） 1.60%（普通、セーフティネット5号）※ ※借換資金の場合、融資利率が1.50%になる場合があります。
保証料率	（普通） 0.20%～1.15% （セーフティネット4号・5号） 0.20%
その他条件	・セーフティネット4号・5号の場合、市町の認定が必要 ・経営行動計画を作成し、金融機関が伴走支援
取扱期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 （令和5年1月10日から融資要件緩和）

県制度融資「再生企業支援貸付」 （新型コロナウイルス感染症対応枠）

早期の事業再生に取り組むため、中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画を実行するための融資を実施します。

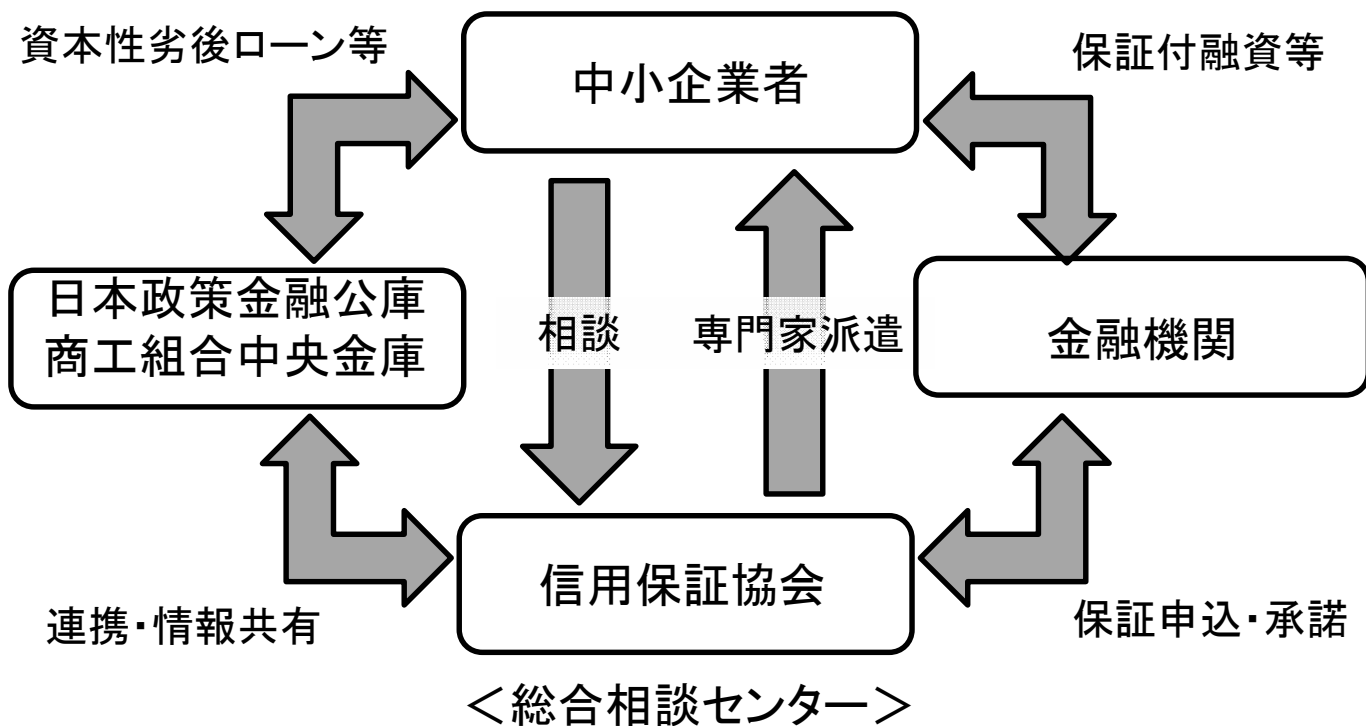
項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金
融資要件	金融機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うもの
融資限度額	8,000万円
融資期間	15年以内（据置期間：5年以内）
融資利率	1.50%又は1.60%
保証料率	0.20%
取扱期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日

（静岡県信用保証協会）

総合相談センター

静岡県信用保証協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者を対象に総合相談センターを静岡・浜松・沼津に開設しています。

静岡県信用保証協会、金融機関、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫が相互に連携して支援します。



日本政策金融公庫や商工中金が提供する長期安定資金等（資本金劣後ローンを含む）を活用し、中小企業者の財務体質の強化を図るとともに、保証協会付き融資や専門家派遣などを組み合わせることによって、資金繰り支援・経営支援を行います。

静岡県信用保証協会
 中部総合相談センター（0120-783-507）
 （本店）
 西部総合相談センター（0120-783-508）
 （浜松支店）
 東部総合相談センター（0120-783-509）
 （沼津支店）

お問合せ先等

<https://www.cgc-shizuoka.or.jp/COVID-19/>

（日本政策金融公庫）

新型コロナウイルス感染症特別貸付

売上が減少している中小企業向けに、日本政策金融公庫においても、融資を実施しています。

項目	内容	
資金使途	設備資金・運転資金	
融資要件	申請時の前月売上高または前月を含む6か月平均売上高 △5%以上	
融資限度額	国民生活事業	中小企業事業
	8,000万円	6億円
融資利率	基準金利 ただし、6千万円を限度として、融資後3年目までは基準金利-0.9%、4年目以降は基準金利	基準金利 ただし、4億円を限度として、融資後3年目までは基準金利-0.9%、4年目以降は基準金利
融資期間	運転20年以内（うち据置期間：5年以内） 設備20年以内（うち据置期間：5年以内）	

※内容が変更となる場合がありますので、最新の情報は日本政策金融公庫ホームページで御確認ください。

日本政策金融公庫ホームページ（https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html）

日本政策金融公庫

静岡支店	国民生活事業	(054-254-4411)
	中小企業事業	(054-254-3631)
浜松支店	国民生活事業	(053-454-2341)
	中小企業事業	(053-453-1611)
沼津支店	国民生活事業	(055-931-5281)

お問合せ先等

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

（日本政策金融公庫）

新型コロナ対策資本金劣後ローン

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下において、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る中小企業者に対し、財務体質強化を図るための資本金を供給する制度です。

項目	内容					
資金使途	設備資金・運転資金					
対象者	次のいずれかに該当する方 ①J-Startupに選定された企業又は中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドから出資を受けた方 ②中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業の再生を図る方 ③事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方					
融資限度額	国民生活事業	中小企業事業				
	7,200万円（別枠）	10億円（別枠）				
融資期間	5年1か月、7年、10年、15年、20年いずれか（期限一括返済）					
融資利率	融資実行後3年間は0.50%。3年経過後は、毎年直近決算業績に応じて、次の2区分の利率が適用されます。					
	税引後当期純利益額	期間 5年1か月	期間 7年	期間 10年	期間 15年	期間 20年
	0円以上	2.60%	2.60%	2.60%	2.70%	2.95%
	0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%

※内容が変更となる場合がありますので、最新の情報は日本政策金融公庫ホームページで御確認ください。

日本政策金融公庫ホームページ（https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shihonseiretsugo_m.html）

日本政策金融公庫

静岡支店 国民生活事業 (0570-049824)
 中小企業事業 (054-254-3631)
 浜松支店 国民生活事業 (0570-049890)
 中小企業事業 (053-453-1611)
 沼津支店 国民生活事業 (0570-050737)

お問合せ先等

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shihonseiretsugo_m.html

（静岡県中小企業活性化協議会）

収益力改善支援

コロナ禍での収益力の低下や資金繰り悪化が生じた先への支援に加え、一時的な収益力の悪化等により今後収益力が低下する恐れのある事業者への予防的計画策定を支援します。

項目	内容
対象	中小企業・個人事業主
概要	<p>①収益力改善に向けた計画策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ポストコロナに向け、収益力改善のためのアクションプラン等の策定を支援 <p>②資金繰り計画の策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後数年間の資金繰り計画の策定を支援 <p>③金融支援（リスケジュール）の調整【必要に応じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて、金融機関の支援姿勢を確認した上で、中小企業に代わり、金融機関に返済猶予を要請。 <p>④定期的なモニタリング</p> <p>⑤金融機関との支援方針の目線合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●金融機関とアクションプランの進捗状況を確認し、今後の支援方針を擦り合わせ。 <p>⑥適切な支援策への移行</p>
費用負担	原則無料

（厚生労働省）

雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症に係る特例措置を講じていましたが、**令和4年12月以降は通常制度**とするとともに、**業況が厳しい事業主に対し設けていた一定の経過措置についても令和5年1月をもって終了**しました。

なお、新型コロナウイルス感染症を理由とする休業等であって、判定基礎期間の初日がR4.12.1からR5.3.31までの間の休業等は、通常制度で申請するものの、支給要件が一部緩和されます。

（主な緩和内容）

- ①通常制度で必要となる休業等の実施前に提出する「計画届等」は不要。
 - ②生産指標の確認は、直近3か月と前年同期との比較。
- 詳しくは厚生労働省雇用調整助成金ホームページにてご確認ください。

項目	内容（通常制度）
支給対象となる事業主	生産指標が、前年同期比で1か月10%以上減少している事業主。
助成対象となる労働者	事業主に雇用された雇用保険被保険者
休業に対する助成金額の算定方法	（平均賃金額×休業手当等の支払率）×助成率 ※ 助成率 2/3（中小）、1/2（大企業） ※ 日額上限額 8,355円
申請方法	窓口・郵送・オンライン
申請書の入手先	厚生労働省雇用調整助成金ホームページ (https://www.mhlw.go.jp)にてご確認ください。

静岡労働局

雇用調整助成金センター（054-653-6116）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

（厚生労働省）

小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等をした場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主へ助成します。
 なお、**令和5年3月末までの休暇取得分をもって制度終了**となります。

※助成金の詳細や最新情報は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

項目	内容
支給対象となる事業主	<p>①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等（※）した小学校等（※※）に通う子ども ※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象 ※※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園等</p> <p>② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども</p>
支給額	<p>有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 ※支給上限は1日あたり 8,355円 ※申請する休暇の期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に事業所のある企業については、支給上限は1日あたり12,000円</p>
申請方法	郵送のみ
必要書類等	厚生労働省小学校休業等対応助成金ホームページ(https://www.mhlw.go.jp)にてご確認ください。

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
 (0120-876-187) 9時～21時（土日祝含む）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、事業主の指示で休業した中小企業の労働者のうち、**休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給**します。

なお、**令和5年3月末までの休業をもって制度終了**となります。

※勤め先が大企業の場合、支給対象や申請に必要な書類等に違いがあります。厚生労働省ホームページをご確認ください。

項目	内容
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者
支援金額の算定方法 (原則的な措置)	1日当たり支給額（※1） × 休業実績（※2） ※1 休業前の1日当たり平均賃金×60%（上限8,355円） ※2 各月の日数-就労等した及び労働者の事情で休んだ日数
申請方法	郵送又はオンライン (労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能)
必要書類	①申請書、②支給要件確認書（※）、③本人確認書類、④口座確認書類⑤休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの ※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。 事業主及び労働者のそれぞれが記入の上、署名。 ※ 事業主の協力が得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める）。
申請書の入手及び提出先	厚生労働省雇用調整助成金ホームページ (https://www.mhlw.go.jp) にてご確認ください。

※支援金・給付金の内容は変更となる場合がありますので、最新の情報は厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金情報関係ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>) をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

コールセンター（0120-221-276）月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

（厚生労働省）

産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成**します。

助成金の対象となる出向	対象	雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象												
	前提	雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提												
対象事業主	出向元事業主	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主												
	出向先事業主	当該労働者を受け入れる事業主												
助成率・助成額	出向運営経費	出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練・労務管理に関する調整経費など、 出向中に要する経費の一部を助成 ※()内は独立性が認められない事業主間の出向												
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>中小企業</td> <td>中小企業以外</td> </tr> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行なっていない場合</td> <td>9/10 (2/3)</td> <td>3/4 (1/2)</td> </tr> <tr> <td>出向元が労働者の解雇などを行なっている場合</td> <td>4/5 (2/3)</td> <td>2/3 (1/2)</td> </tr> <tr> <td>上限額（出向元・先の計）</td> <td colspan="2">12,000円/日</td> </tr> </table>		中小企業	中小企業以外	出向元が労働者の解雇などを行なっていない場合	9/10 (2/3)	3/4 (1/2)	出向元が労働者の解雇などを行なっている場合	4/5 (2/3)	2/3 (1/2)	上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	
			中小企業	中小企業以外										
		出向元が労働者の解雇などを行なっていない場合	9/10 (2/3)	3/4 (1/2)										
出向元が労働者の解雇などを行なっている場合	4/5 (2/3)	2/3 (1/2)												
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日													
出向初期経費	就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの 出向の成立に要する措置を行った場合に助成													
出向復帰後の訓練経費【R4.10新設】	出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）を行った際に、 訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成													

【R4.12新設】 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

助成金の対象となる出向	労働者のスキルアップを目的とする出向 出向期間終了後、元の事務所に戻って働くことが前提 出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較して5%以上上昇させること						
対象事業主	出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されない）						
助成の内容	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>中小企業</td> <td>中小企業以外</td> </tr> <tr> <td>助成率</td> <td>2/3</td> <td>1/2</td> </tr> </table>		中小企業	中小企業以外	助成率	2/3	1/2
		中小企業	中小企業以外				
	助成率	2/3	1/2				
	助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額					
上限額	8,355円/1人1日当たり（1事業所1年度当たり1,000万円まで）						

※助成金の内容は変更となる場合がありますので、最新の情報は厚生労働省ホームページ（下記記載）をご確認ください。

（経済産業省）

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件を全て満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

- 2020年4月以降の連続する**6か月間**のうち、**任意の3か月の合計売上高**が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**していること。
 ※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。
 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の**合計付加価値額**が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して**15%以上減少**していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。**
- 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加**、又は**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加**の達成。

中小企業	通常枠 補助額100万円～8,000万円 補助率 2 / 3（6,000万円超は1/2）
中堅企業	通常枠 補助額100万円～8,000万円 補助率 1 / 2（4,000万円超は1/3）

回復・再生 応援枠 通常枠の申請要件を満たし、かつ、以下の①又は②のどちらかを満たすこと
 ①2021年10月以降の、いずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。
 ②中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会)等から支援を受け再生計画等を策定していること。

最低賃金枠 通常枠の申請要件を満たし、かつ、2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること

大規模賃金 引上枠 通常枠の申請要件を満たし、かつ、補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上(初年度は1.0%以上)増員させること。

グリーン 成長枠 以下の要件を全て満たすこと（売上高の減少は求めない）。
 ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
 ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成。
 ③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う

緊急対策枠 通常枠の申請要件を満たし、かつ、以下を満たすこと。
 足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化を受けたことにより、2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同月比で10%以上減少していること等。また、コロナによって影響を受けていること。

公募期間等 最新の情報は経済産業省ホームページをご確認ください。

事業再構築補助金事務局コールセンター（9時～18時）

（0570-012-088 または03-4216-4080）

事業再構築補助金事務局HPを御参照ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



中小企業等専門家派遣事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者等の経営に関する相談への対応やデジタル化を支援するため、各分野の専門家を派遣します。

ご利用いただける方	中小・小規模事業者等
経営相談の概要	<p>（派遣可能な専門家） 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、行政書士、ITコーディネーターなどの派遣元に登録している専門家</p> <p>（相談例） 労務管理、雇用調整助成金等の相談のほか、資金繰りの安定化、デジタル化への対応、BCP計画の策定など</p>
費用負担等	<p>専門家への謝金及び旅費の2 / 3を県が負担します。 ※1回（日）につき1万円～2万円程度ご負担いただきます。 ※利用回数には上限があります。</p>
お申込み先	<p>静岡県産業振興財団又は最寄の商工会・商工会議所、静岡県中小企業団体中央会で受付中です。 ※静岡県産業振興財団 電話：054-273-4434 ※静岡県中小企業団体中央会 電話：054-254-1511</p>

経営支援課（054-221-2526）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1040798/1043026.html>

（厚生労働省）

人材開発支援助成金

- ・人への投資促進コース
- ・事業展開等リスティング支援コース

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）において、「人への投資」の抜本的強化と成長分野への労働移動、構造的賃上げに向けた一体改革を行うこととされました。

厚生労働省では、人材育成に対する支援策として令和4年12月に、「人への投資促進コース」の助成率を引き上げるなどの制度の改正および、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成 または業務効率化や脱炭素化に取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材育成に取り組む事業主に訓練経費等の一部を高率助成する「**事業展開等リスティング支援コース**」を創設しました。

「人への投資促進コース」、「事業展開等リスティング支援コース」の支援メニュー

項目	訓練コース名・支援メニュー名	経費助成率 (中小企業)※
①IT分野 未経験	○情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者を即戦力化するためのOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を実施する事業主への高率助成	60%
②デジタル/ 成長分野	○高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 情報通信業やDXを推進する事業主が高度デジタル人材を育成するための訓練を実施する場合や、海外を含む大学院での訓練など、高度な訓練を行う事業主への高率助成	75%
③サブスクリプション	○定額制訓練 サブスクリプション(定額受け放題)型の研修サービスによる訓練への助成	60% *助成率引き上げ
④自発的 能力開発	○自発的職業能力開発訓練 労働者の自発的な職業訓練費用を負担する事業主への助成	45% *助成率引き上げ
⑤教育訓練 休暇	○長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度 働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成	制度導入経費 20万円
⑥事業展開、 DX・GX化 に伴う 人材育成	○事業展開等リスティング支援コース【新規】 以下のいずれかに該当する職務関連訓練を実施した事業主への高率助成 ①既存事業にとらわれず新規事業の立ち上げ等の 事業展開 に伴う人材育成 ②業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため デジタル・グリーン化 に対応した人材の育成	75%
備考	※経費助成率は中小企業の場合であり、大企業は別に設定されています。 経費助成の他に、賃金助成【①,②(国内),⑤(長期),⑥】、OJT実施助成【①】があります。 制度の詳細は、厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp)内、「▶企業の方へ」⇒「▶人材開発支援助成金」より御確認ください。本助成金は上記コース以外にも、職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための職業訓練等を実施した事業主に対して、訓練対象者(正規雇用労働者や非正規雇用労働者)に合わせた助成メニューを御用意しています。	

静岡労働局職業安定部職業対策課
人材開発支援助成金担当（054-271-9970）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

収入減少があった世帯の方などへ

事業名	住居確保給付金 【種別】給付金【対象】世帯
事業概要	解雇等により収入が減少した世帯に対し、安定した就労機会を確保するため家賃相当額を支給（上限あり）
募集期間	特例措置（再支給及び職業訓練受講給付金との併給）はR5.3月末まで
お問い合わせ先	地域福祉課：054-221-3501

事業名	新型コロナウイルス妊産婦総合対策事業費助成 【種別】助成金【対象】個人
事業概要	不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査費用を支援(上限20千円)委託医療機関にて検査
募集期間	R5.3月末まで
お問い合わせ先	こども家庭課：054-221-3309

県制度融資「経済変動対策貸付」 (原油・原材料高対応枠)

原油や原材料価格高騰の収束が見通せない中、資金繰りが悪化している中小企業向けに、県制度融資による融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金
融資要件	最近1か月（2か月、3か月）の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期比を上回る かつ 最近1か月（2か月、3か月）の粗利益が前年同期比で5%以上減少
融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）
融資利率	1.40%（普通保証、セーフティネット5号保証）
保証制度 保証料率	（普通） 0.28%～1.20% （セーフティネット5号） 0.58%
取扱期間	令和4年7月1日～令和5年3月31日

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seido-yushi/1003428/1028445.html>

しいたけ等生産資材価格高騰対策事業費助成

コスト低減等に取り組むしいたけ等生産者に対して、高騰する生産資材の購入経費の一部を助成します。

区分	内 容
申請者	① しいたけ等生産者のうち、森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農事組合法人、民間事業者（個人含む、大企業を除く）等であって、きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」） ② 取組実施者を取りまとめる森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農事組合法人、民間事業者等
事業内容	コスト低減、原料の国産化、省エネ化等に資する取組を実施中又は予定しているしいたけ等生産者に対し、生産資材の購入経費の一部を助成
対象資材	菌床、種菌、培地基材、栄養体、薬剤、栽培袋、栽培ビン、その他生産に不可欠な資材 等
補助額	生産量×品目ごとの定額単価 （定額単価は、生産資材の価格上昇分の1 / 2相当※）
補助上限	取組実施者当たり500万円
申請期間	令和5年2月～令和5年3月（予定）

※ 燃料費の価格高騰の影響の大きい生産者は7 / 10

中小企業災害対策資金

令和4年度台風第15号に伴い、県内の中小企業を対象に、資金の貸付を実施します。

項目	内容	
	直接被害	間接被害
対象被害	事業用建物、設備、備品、商品等に実被害を受けたもの	実被害以外の影響で1か月間の売上が前年同月比で10%以上減少した又は減少する見込みのもの
資金使途	災害復興に必要な設備資金、運転資金	運転資金
保証料率 (保証料補助後)	(県内全域)普通保証：0.15%～0.60% (静岡市)S N 4号：0.00%	(県内全域)普通保証：0.30%～1.30% (静岡市)S N 4号：0.60%
融資利率及び 利用する保証	年1.6%：普通保証（県内全域） 年1.5%：S N 4号（静岡市）	
融資限度額	5,000万円	
融資期間	10年以内（据置期間1年以内）	
取扱期間	令和4年9月27日から令和5年4月3日まで	

商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seido-yushi/1003428/1028446.html>

農林水産業災害対策資金利子補給金

令和4年台風15号に伴う大雨などによる災害を受けた農林漁業者や、「新型コロナウイルス感染症」を引き続き融資制度の対象災害とし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響が出ている農林水産業者支援します。

ご利用 いただける方	<p>1 台風15号関連</p> <p>(1)被災後1月間に農林水産業による総収入額（以下「農業等収入額」という）が被災前5年間の各年の被災後1月間に相当する期間における農業等収入額について、最大及び最小の年を除いた各年の農業等収入額の合計額を3で除して得た額と比較して10パーセント以上減少した者</p> <p>(2)農林水産業に係る被害額が20万円以上の者</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症関連</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響が発生している農林水産業者で、その影響を融資機関において確認できた方</p>
融資限度額	<p>運転資金 個人1,000万円、法人2,000万円</p> <p>生活資金 個人 300万円</p>
融資利率 (令和5年2月20日 現在)	融資利率（申請者負担）0.90%
償還期間	5年以内（うち据置期間1年以内）
保証制度 保証料率	<p>○静岡県農業信用基金協会（申請者負担）</p> <p>運転資金及び生活資金 0.311%</p> <p>○全国漁業信用基金協会静岡支所（申請者負担）</p> <p>運転資金：0.850%又は1.050%</p> <p>生活資金：1.000%</p>
融資枠	令和4年度融資枠 1億円
申込期間	（令和2年5月1日）～令和5年3月31日

※林業者（素材生産業者含む）については、取扱金融機関は静岡県信用農業協同組合連合会のみとなります。（営業統括グループ 電話054-284-9699）

静岡県信用農業協同組合連合会（054-284-9528）
 県内の農業協同組合
 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店（054-631-5735）
 静岡県農業ビジネス課（054-221-2629）
 静岡県林業振興課（054-221-2667）
 静岡県水産振興課（054-221-2694）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/nogyoshinkou/1003299/1027147.html>

しずおかジョブステーション運営事業

「しずおかジョブステーション」では、学生・若者や中高年齢者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方など求職活動を行うすべての方に対し就職支援を実施しています。


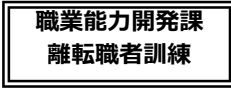
区分	内容
就職相談・心の健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ○学生、若者、就職氷河期世代、中高年齢者など、年代や個々の状況に応じた就職相談、各種アドバイスを就職サポーターが行います。 ○臨床心理士が就職に向けて心の健康相談を行います。
外国人向けの相談	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語を話せない方が、仕事の相談や面接の練習ができるよう外国語の通訳を配置しています。 (しずおかジョブステーション西部：ポルトガル語)
セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ○年代やニーズなどに応じ、スキルアップなど様々なセミナーを行います。
場所	<ul style="list-style-type: none"> ○しずおかジョブステーション東部（055-951-8229） 場所：沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2階 ○しずおかジョブステーション中部（054-284-0027） 場所：静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 ○しずおかジョブステーション西部（053-454-2523） 場所：浜松市中区中央1-12-1 県浜松総合庁舎1階

労働雇用政策課（054-221-2825）

<https://jobsta.pref.shizuoka.jp/>

離職者等再就職支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で失業した方をはじめ、**離職した方の再就職を支援するため、離転職者向けの職業訓練を実施**します。


区分	内容
事業内容	再就職を目指す際に必要な知識、技能・技術の習得を目的とした職業訓練を実施しています。
応募資格	○ハローワークへ求職申込みをしている離職者の方、 かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方 (就職意欲や受講意欲が低い方は対象になりません。)
申込先	住所を管轄するハローワークへお申込みください。
実施場所	県立工科短期大学校等が委託する民間教育訓練機関
訓練期間	2～6ヶ月(訓練コースによって異なります。)
訓練内容	○介護分野、I T・パソコンスキル ○会計・簿記、医療・調剤事務 ほか 詳細は、以下のHPをご覧ください。   https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaiatsu/1041876/1026566.html
募集期間	募集期間は訓練コースにより異なります。 上記のHPをご確認いただくか、工科短期大学校等にお問い合わせください。
連絡先	<東部> 工科短期大学校 沼津キャンパス TEL055(925)1071 <中部> 工科短期大学校 静岡キャンパス TEL054(345)3098 <西部> 浜松技術専門学校 TEL053(462)5604

職業能力開発課 (054-221-2821)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaiatsu/1041876/1026566.html>

デジタル化等促進職業訓練事業

社会・経済環境が急速に変化する中、デジタル化等の技術革新に対応するための在職者訓練を実施します。

区分	内容
ご利用いただける方	原則、民間企業や自営で働いている方（契約社員等を含む）で、県内在住または在勤の方
事業内容	3次元設計、IoT活用などの技術革新に対応した訓練を実施し、中小企業等の労働生産性向上を支援します。
訓練内容	<p>デジタル化対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在職者訓練の高度化 5軸制御加工機、3次元設計（CAE）など ○企業との連携訓練 射出成形、プレス加工、ロボット操作など （静岡県ものづくり人材育成協定に基づく訓練など） ○情報通信分野 IoTを活用したアプリ開発、組込みプログラムなど ○その他の成長産業分野 3Dプリンタ活用、非鉄金属加工など <p>詳細は、以下のHPをご覧ください。  職業能力開発課 在職者訓練</p> <p>https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html</p>
実施機関	工科短期大学校、浜松技術専門校が実施します。

職業能力開発課（054-221-2821）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html>

静岡U・Iターン就職サポート事業

静岡U・Iターン就職サポートセンターでは、**静岡県へのU・Iターン就職を希望する方を対象に、就職支援を実施しています**。静岡県での就職に必要な情報を提供するとともに、就活マナーの指導や個別の就職マッチングまで、就活を徹底的にサポートします。

区分	内容
就職相談・キャリアカウンセリング	<ul style="list-style-type: none"> ○キャリアカウンセラーがあなたの就職の悩みや疑問にマンツーマンで丁寧にお答えします。あなたの希望や適性に合った企業の求人を探し、就職まで徹底サポート。模擬面接指導も受けられます。 ○対面またはオンラインでの相談が可能です。
セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡県へのU・Iターン就職成功の秘訣や県内企業情報など、内定獲得に役立つ情報をセミナーでお伝えします。 ○詳細については、静岡U・Iターン就職サポートセンターのホームページをご覧ください。→https://shizuoka-de.com/
場所	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡U・Iターン就職サポートセンター（0800-800-6617） 場所：東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル6階(株)東海道シグマ東京支店内

労働雇用政策課（054-221-2825）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/ui/1026307.html>

県税の猶予制度

新型コロナウイルスの感染拡大により、県税を一時に納付することができない場合、**次の要件のすべてに該当するときは**、申請により、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。財務事務所までご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。
（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、換価の猶予を受けられる場合もあります。

内容（猶予が認められた場合）

- ① 原則として1年間納税が猶予され、猶予期間の各月に分割して納付できます。
（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ② 猶予期間中の延滞金が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.7% → 軽減後 年0.9%（令和4年度中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/topics/1002346/1011933.html>